

## 令和5年度熊本市後期高齢者医療会計予算

令和5年度熊本市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,476,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		8,822,966
	10 後期高齢者医療保険料	8,822,966
20 使用料及び手数料		1
	10 手 数 料	1
30 繰 入 金		2,484,804
	10 一般会計繰入金	2,484,804
50 諸 収 入		168,939
	10 延滞金加算金及び過料	100
	20 償還金及び還付加算金	21,000
	30 受託事業収入	147,839
歳 入 合 計		11,476,710

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
10 総務費		156,080
	10 総務管理費	142,146
	20 徴収費	13,934
20 後期高齢者医療広域連合納付金		11,116,978
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	11,116,978
30 保健事業費		177,652
	10 健康保持増進事業費	177,652
40 諸支出金		21,000
	10 償還金及び還付加算金	21,000
50 予備費		5,000
	10 予備費	5,000
歳 出 合 計		11,476,710

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
発送物加工業務委託	令和6年度	150